

審 査 基 準

平成 27 年 4 月 6 日 作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 21 条の 5 第 1 項又は第 21 条の 6 第 1 項
処 分 の 概 要 : 古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none"><li>・ 古物営業法施行規則第 19 条の 4 (古物競りあっせん業者に係る認定の申請)</li><li>・ 古物営業法施行規則第 19 条の 5 (古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)</li><li>・ 古物営業法施行規則第 19 条の 6 (盗品等の売買の防止等に資する方法の基準)</li><li>・ 古物営業法施行規則第 19 条の 11 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請)</li><li>・ 古物営業法施行規則第 19 条の 12 において準用する第 19 条の 5 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)</li></ul>
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 40 日
申 請 先 : 営業所の所在地の所轄警察署生活安全課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :